

令和5年

第10回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和5年6月16日（金）
開会 15時00分 閉会 16時00分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

- (1) 本県公立高等学校就職状況について
- (2) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 福岡県と福岡市との間の教育事務の委託に関する規約の廃止について
- (4) 公益財団法人福岡県スポーツ振興センターの経営状況について
- (5) 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団の経営状況について

2 議事

第20号議案 福岡県読書バリアフリー推進計画について

【内 容】

1 出席者

教育長：吉田法稔

委員：前田恵理、木下比奈子、堤康博、松浦賢長

2 欠席者

久保竜二

3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 山本博康、教育総務部長 松永一雄、
教育振興部長 田中直喜、総務企画課長 富松文夫、教職員課長 日高吉三郎、
高校教育課長 馬渡寛子、義務教育課長 中嶋健一、特別支援教育課長 三澄妙子、
体育スポーツ健康課長 中野一成 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【吉田教育長】

ただ今から第10回教育委員会会議定例会を開催いたします。

傍聴人に申し上げます。受付で配付されました傍聴人の留意事項を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましては、お手許に配布している資料のとおりです。審議に入ります前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 発 議 な し >

【吉田教育長】

ないようですので、以上で非公開発議の確認を終わります。よって本日の会議は、公開にて審議いたします。

それでは、報告（１）「本県公立高等学校就職状況について」を馬渡高校教育課長、お願いします。

○報告（１） 本県公立高等学校就職状況について

【馬渡高校教育課長】

それでは、本県公立高等学校就職状況についてについて御報告させていただきます。

<馬渡高校教育課長が資料に沿って説明>

【馬渡高校教育課長】

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本案件について御意見や御質問がありましたらお願いたします。

【堤委員】

就職先が未決定の方というのはどういった方、どういった理由なのでしょう。

【馬渡高校教育課長】

例えば、希望する職種があり、そういった夢をもちながらアルバイトをしているとか、元々は進学を予定していたが、家庭の事情により、最終的には進学を辞退して、3月くらいからハローワークを通じて求職中であるとか、そういった事例がございます。

【堤委員】

未決定者は1.7%ですが、取組によって就職決定率を改善できるのでしょうか。

【馬渡高校教育課長】

学校の方からは、より希望する進路に向けて卒業までに必ず就職を決めないといけないというよりも、希望する職種に卒業してからでも就けるように職探しをしたいと

いう生徒も結構いると聞いておりますので、支援といたしましては、在学中は勿論のこと、卒業した時点で就職が決まっていない生徒に対しても、フォローアップをして、例えば面接の練習をしたいという場合でも、学校の方で一緒に面接の練習をするとか、そういった支援を卒業後も続けております。

【堤委員】

就職決定率を上げることよりも、最終的に本人の希望に繋がる手段を重要視していると考えてよろしいでしょうか。例えばこの時期に決定しておかないといけない、ではなくてより本人が望む方向に重点をおいて指導をしていると考えてよろしいでしょうか。

【馬渡高校教育課長】

まずは生徒の希望する進路を実現することが第一になりますので、生徒が卒業までに決めたいということであれば、卒業するまでに決めるということになりますが、より自分の進む道にということでは生徒が希望するのであればなるべくそういった希望が叶うように支援することが高等学校の役割であると考えております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【前田委員】

堤委員に関連して、とにかく就職したいという中で、どこを受けても決まらなかったという方もこの未決定者の中にいるのでしょうか。

【馬渡高校教育課長】

元々就職を希望していた生徒が在学中に就職活動を行ったけれども、残念ながら決まらないというケースも何件かございます。そういった生徒につきましては、引き続き、先ほど申し上げたような支援を継続しているということでございます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【木下委員】

高校生の就職活動について知りたいんですが、昼間授業がある時間に公休という形で面接にいたり試験を受けに行ったりできるのでしょうか。また、大学生の就活は殆ど学校関係なく自分独自で動きますけど、高校生の就活は学校がどこまで把握して

いるのか教えてください。

【馬渡高校教育課長】

在学中の就職活動ですが、授業がある日に面接を受けに行くとかそういうことはありますので、欠席扱いにはならない形で活動をしています。高校がどこまで関わっているかということですが、本県の新規高卒者の就職に関しては、まず企業の側から各学校の方に求人の募集が来て、学校を通じて生徒が応募するという形が一般的にとられております。場合によっては、生徒が個別に見つけて、就職活動をするというのがありますが、基本的には学校を通じて求職活動をするというのが一般的になっております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本報告については終了いたします。

続きまして、報告（２）「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を三澄特別支援教育課長お願いします。

○報告（２） 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【三澄特別支援教育課長】

それでは、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告させていただきます。

<三澄特別支援教育課長が資料に沿って説明>

【三澄特別支援教育課長】

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本案件について御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本報告については終了いたします。

続きまして、報告（３）「福岡県と福岡市との間の教育事務の委託に関する規約の廃止について」を三澄特別支援教育課長お願いします。

○報告（３） 福岡県と福岡市との間の教育事務の委託に関する規約の廃止について

【三澄特別支援教育課長】

それでは、福岡県と福岡市との間の教育事務の委託に関する規約の廃止について御報告させていただきます。

<三澄特別支援教育課長が資料に沿って説明>

【三澄特別支援教育課長】

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本案件について御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本報告については終了いたします。

続きまして、報告（４）「公益財団法人福岡県スポーツ振興センターの経営状況について」を中野体育スポーツ健康課長お願いします。

○報告（４） 公益財団法人福岡県スポーツ振興センターの経営状況について

【中野体育スポーツ健康課長】

それでは、公益財団法人福岡県スポーツ振興センターの経営状況について御説明させていただきます。

<中野体育スポーツ健康課長が資料に沿って説明>

【中野体育スポーツ健康課長】

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本案件について御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

【堤委員】

総合プールは利用者が減っているにも関わらず収入が令和元年・3年より多いのは何故でしょうか。単価が変わっているのでしょうか。

【中野体育スポーツ健康課長】

単価は変わりませんが、令和4年10月に浅田真央アイスショーを開催しまして、そこでの収入が増加につながったと考えております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【木下委員】

雑収入の中のHPバナー広告収入が10分の1に減っているというのはどういった理由でしょうか。

【中野体育スポーツ健康課長】

令和4年度は2者が掲載しているところでございますが、業者が1つ撤退したという経緯がございます。業者はコロナ禍による経費の削減と申しており、そういった点での減となっております。

【木下委員】

その1者が大きな額を出していたということでしょうか。

【中野体育スポーツ健康課長】

バナー広告そのものの単価は現在の2者も撤退した1者も同じでございます。

【木下委員】

閲覧数とかそういうことでしょうか。

【中野体育スポーツ健康課長】

失礼いたしました。雑収入の主な項目として、バナー広告が割合を占めておりますが、バナー広告収入とは別に、令和3年度に新型コロナウイルス感染症に係る支援金増額分の一部を射撃場会計に雑収入として繰り入れたために、4年度の減が大きく見えていたということでございます。訂正いたします。

【堤委員】

ということは、66万というのは、HPのバナー広告の収入で、落ちている5・600万というのは先ほど説明された分ということでしょうか。

【中野体育スポーツ健康課長】

その大きな額の中に先ほど説明したものと加えまして、コピーFAX代、それから硬貨収納式電話利用収入、耳栓販売代金も含まれます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【前田委員】

先ほど説明されたとおり、水道光熱費とか燃料費が上がってきているんですけども、令和5年度の見通しは前年度に対して厳しいと考えてあるのでしょうか。

【中野体育スポーツ健康課長】

今のところ700万の増額見込で予算を立てております。

【前田委員】

2段下の燃料費も決算の時は2,900万ですね。前年度は。

【中野体育スポーツ健康課長】

ご指摘のとおり令和4年度は2,911万余の決算でございます。

【前田委員】

令和5年度は2,200万の予算でやっていくという予算立てですね。

【中野体育スポーツ健康課長】

そのとおりでございます。

【前田委員】

5 ページの委託費、1, 570 万くらい多く支出があったようですが、設備管理保守業務というのは何故多くなったのか教えてください。

【中野体育スポーツ健康課長】

人件費の高騰、保守業務の高騰によるものとなっております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本報告については終了いたします。

続きまして、報告（5）「公益財団法人福岡県教育文化奨学財団の経営状況について」を矢野社会教育課長お願いします。

○報告（5） 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団の経営状況について

【矢野社会教育課長】

それでは、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団の経営状況について御説明させていただきます。

< 矢野社会教育課長が資料に沿って説明 >

【矢野社会教育課長】

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問がありましたらお願ひいたします。

【前田委員】

奨学金の返還についてですが、この回収率 57.87% というのは回収率は上がっているのか下がっているのか教えてください。それと、貸倒引当金繰り入れに奨学金の回収不能を繰り入れたとのことですが、これは奨学金貸倒して何年とか、返済が滞ってからのくらいとかそういった決まりはありますか？

【矢野社会教育課長】

まず回収率でございますが、残念ながら過去 10 年間下がり続けているという状況

でございます。回収率向上に向けて様々な努力をしておりますが、どうしても返還いただけない層、債権区分で言うと実質破綻先となるような方が蓄積してしまうため、回収率向上の取組が打ち消され、下がり続ける傾向がございます。これは全国的な傾向でございます。ただ、それ自体については今後とも回収率向上に向けて取り組んでまいります。また、引当金につきましては、厳格に区分しており、5つに分けて充当しております。まず、正常先として通常返還をいただいている層、2つ目が要注意先として、滞納が6月未満の方、3つ目が破綻懸念先として、滞納が6月以上10年未満の方、4つ目が実質破綻先として、延滞が10年以上もしくは行方不明の方、5つ目が破綻先として破産をされた方、そういった形を過去の実績等を踏まえて厳格に実績率をはじき出して計上しております。

【前田委員】

これを管理するだけの時間と労力と費用がかなりかかっていますね。

【矢野社会教育課長】

ご指摘のとおりでございます。管理、督促業務を行う人間、一部サービサー等の債権回収会社にも委託しておりますが、当然それに要する経費よりも戻ってくる額の方が大きく、適切な配分ということで人員を配置しております。少しでも回収率の向上につながるよう取り組んでおります。

【前田委員】

すごくいい奨学金制度ですが結果そうなっていると。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【堤委員】

この奨学金について減免とか免除とかの規定があるのでしょうか、それから引当金というのは積み増しがどのくらいまでできるのでしょうか。毎年毎年積み上げていって、回収率が落ちているというお話でしたので、積み上げていくお金がどんどん増えていかないように思うのですが、そういったところをどうやって考えてどの程度まで積み上げていくのか、教えてください。

【矢野社会教育課長】

減免規定がございます。まず免除という点では、死亡であるとか、高度な障害によって就労ができなくなり収入が途絶えている方、そういった方があります。それから猶予と

いう点では失業されて経済的に困難な方、それから出産等で収入が途絶えた方、疾病等で就労できない方についてはご事情をお伺いして手続きをとっております。また、貸倒引当金については、民間でいうようなところの一括の処理で引当金をなくするような対応ができないものですから、この財団の性質としては蓄積していくということで、大きな課題と考えております。この貸付金は、これから奨学金を借りる子どもたちの奨学金の原資になりますことから、回収率の向上に努めております。今現在の状況で申し上げますと、過去借りられた方が返していただける収入の方が多いものですから、県からの補助金等はいただけない形です。監査等でも厳しく指摘を受けておりますので、回収率の向上については今後とも取り組んでまいります。

【堤委員】

たとえば先ほど正常先から破綻先と、まさに銀行が5つにわけていますよね。それによって厳格な取組がなされるようになってきているのか、貸与の趣旨からいっても過剰な取り立てはできないわけですから、このままだといふ方向にはいかないように思えるのですがどうでしょうか。

【矢野社会教育課長】

督促については1か月滞納された方には督促状による督促、さらに1か月滞納以降は電話による督促、それから2か月以上滞納された方には訪問による督促、それから長期にわたる滞納になりました場合は、支払い督促予告状、これは債権者である財団が裁判所に申立を行いまして書記官が債務者に対して金銭の支払いの督促をする手続きですが、この支払督促をやりますという予告状を発送するものです。そして予告状発送後、返還がない方については、支払い督促を裁判という形で処理をすることになっております。さらに債務名義取得後、返還がない方については強制執行という手続きをとっております。それに合わせて、債権回収の業務委託、民間企業の方をお願いしておりますが債務名義取得後概ね1年返還がない方に実施しております。経済状況が厳しくどうしても返せないという方には、毎月決められた定額をお返しするだけではなく、毎月の額を減らしたり、それを踏まえて返還期間を延ばしたりといった手続きをしております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【木下委員】

回収率が60%に満たない、どんどん悪くなっているということを考えると、どこかで発想の転換、返済不要な奨学金に切り替えて、今貸し出している方への条件を絞っていくというのがあってもいいのではないかと思います。私は別の奨学金の選考に関わってい

るのですが、それは給付型の奨学金なんですよね。最初にどの学校にいるとか将来の夢とかいろいろ面接して聞き取りをするのですが、その子たちがそのとおりにやっているかわかりません。ただ、給付する方からすればいい報告だけ聞ければ良い、返す返さないは別にして、頑張っってねという心安らかな感じでいけるんですよ。なので、返さなければいけないものを返せていない状態に自分があるというのは精神的に嫌な状態になると思うんです。もう給付するという形に何とかできないのでしょうか。

【矢野社会教育課長】

無償化については、様々なところから要望をいただいているところですが、何分大きな予算規模でありますので、実施となると財源の問題がございます。ただ、返還が滞っている方の心情を踏まえ、何かいい解決策はないか、他県の状況等も調べるなど、考えてまいります。それから回収率について補足でございますが、現年度の回収率等につきましては90.85%でございます、期間等を過ぎていない方の回収率は9割代ということで、回収率として過去5年間年々上昇しております。ただ冒頭申し上げたとおり、どうしてもお返ししていただけない方が毎年蓄積してしまうということがございまして、全体の回収率が年々低くなっているということでございます。

【堤委員】

本年度返すべき金額が分割であろうと一括であろうといくらで、それに対してこれだけの金額が回収されたので回収率何割とそういう解釈でよろしいでしょうか。

【矢野社会教育課長】

そのとおりでございます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、本報告については終了いたします。

続きまして、第20号議案「福岡県読書バリアフリー推進計画について」を矢野社会教育課長お願いします。

○第20号議案 福岡県読書バリアフリー推進計画について

【矢野社会教育課長】

それでは、福岡県読書バリアフリー推進計画について御説明させていただきます。

＜矢野社会教育課長が資料に沿って説明＞

【矢野社会教育課長】

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。御意見や御質問がありましたらお願いたします。

【前田委員】

前回の資料から県内の図書館が115から116となっているのは一年間で設置があったということでしょうか、それともう一つ、12ページの県立図書館のアクセシブル書籍等の年間利用数にある数字ですが、令和4年度は47,594冊、5年後は50,000冊が目標となっていますが、令和3年度が35,737冊だったと思うんです。それから見ると、3年から4年の増え方はかなり増えている中で、令和9年度の目標というのはもっと高くいけるのではないかと思うのですが、目標としている数字の根拠を教えてください。

【矢野社会教育課長】

まず116となっている理由ですが、これは福岡市の早良南地域交流センター内に施設が増設されましたので116と増えています。県立図書館のアクセシブル書籍等の年間利用数ですが、令和3年度から令和4年度にかけて年間利用者数が激増しているということで理由の把握を試みたのですがどうしても理由がわかりませんでした。ただ前回の目標のままですと既に目標を達成しているということで50,000冊と設定しております。算定方法につきまして令和2年度から3年度の伸び率、これが6%でしたけれども、これを継続していくということで積み上げたのが50,000冊でございます。さらに全国的な状況としまして、国会図書館・サピエ図書館・点字図書館の環境も充実しますことから、県立図書館以外の利用も進むことが予想されますため、これまでの過去の伸び率を継続していこう、ほかの環境が整ってもその伸びを鈍化させることなく続けていこう、ということではじいたのが50,000冊でございます。ただ、この数字につきましては利用者の母数自体が少ないものですから毎年検証を行いまして、ある程度実績が蓄積されましたら、必要に応じて情報修正をすることを県立図書館と調整しているところでございます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、第20号議案については可決いたします。

本日の会議の議題は以上でございます。これで会議を終了いたします。

(16:00)